ＮＴＴ西日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）から、令和４年２月４日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号。以下「ＮＴＴ法」という。）第２条第６項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

１　届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、ＮＴＴ西日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、ＮＴＴ西日本のＩＰ通信網サービスの契約者等に対して、以下の設備を用いた業務を営もうとするものである。

①　設備構成

ＮＴＴ西日本のＩＰ通信網※１とは別個に構築または調達するサーバ設備（以下「サーバ設備」という。）と必要に応じ以下を組み合わせた構成とする。

ｉ）当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線（以下「インターネット接続回線」という。）

ⅱ）ＩＰ通信網のＳＮＩ※２（当該サーバ設備とＮＴＴ西日本の業務区域内のエンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した県間伝送路を介する場合も含む）

②　提供する業務

以下の役務を組み合わせて提供するとともに、公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定を行うもの。

ｉ）当該サーバ設備によるアプリケーションサービスの役務提供

ⅱ）当該サーバ設備によるユーザデータの複製・保管サービスの役務提供

ⅲ）当該サーバ設備及び電話等によるサポートサービス（以下「サポートサービス」という。）の役務提供

また、必要に応じてＩＰ通信網サービス契約者等に対して上記サービス等を提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という。）にも、上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

さらに、上記サービス等は、既に市場で普及しているアプリケーションや技術を用いて、既に他企業等が提供しているサービスと同種のものであり、いずれもＮＴＴ西日本のＩＰ通信網の固有の機能と一体的に提供するものではなく、同社が構築または調達するサーバ設備等は、同社のＩＰ通信網とは別個の設備であるとともに、ＩＰ通信網の固有の機能の利用は必須としていない。

なお、これらの役務提供及び料金設定は全国において行うものである。

※１　総基事第１４号　（平成１５年２月１９日）及び総基事第３９号（平成２０年　２月２５日）で認可された申請において規定する「地域ＩＰ網」及び「次世代ネットワーク」とする。

※２　ＳＮＩ（ Application Server Network Interface ）…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。地域ＩＰ網上のＵＮＩ（ User Network Interface ）との接続を含む。以下同じ。

２　確認の内容

ＮＴＴ法第２条第６項において、ＮＴＴ西日本及び東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東西」という。）は、

（１）　地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内

（２）　電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「ＮＴＴ東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成２３年１１月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、ＮＴＴ西日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

３　確認の結果

（１）　**地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること**

ガイドラインに基づき、

①　活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、ＮＴＴ東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合

②　地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

ＮＴＴ西日本は、本件活用業務を営むに当たって、市販で調達可能なサーバ設備を構築又は調達するとともに、当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線若しくは当該サーバ設備と同社の業務区域内のエンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した県間伝送路を介する場合も含むＳＮＩ、またはそれらを組み合わせて利用することとしており、このための所要の資金は[redacted]であるとしている。

本件活用業務の実施規模及びＮＴＴ西日本の投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとしている。

さらに、職員についても、現在のＩＰ通信網サービスの提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、ＮＴＴ西日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

（２）　**電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること**

ガイドラインに基づき、

ステップ１　電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ２　その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

１）　ステップ１　「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、ＮＴＴ東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がＮＴＴ東西の営む新たな活用業務と同様の業務を実施する場合、ＮＴＴ東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるＮＴＴ東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要性があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

ＮＴＴ西日本からの届出書によれば、ＮＴＴ西日本のＩＰ通信網サービス契約者等が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定系ブロードバンドのユーザが本件サービスの主な対象になり得ると考えられる。したがって、本件活用業務に関する競争状況は、ＮＴＴ西日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、固定系ブロードバンド市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和３年度）年次レポート」（令和４年８月３１日。以下「報告書」という。）のデータによれば、固定系ブロードバンド市場については、令和４年３月末のＮＴＴ西日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）は、最低の地域において約４０％を超えている（近畿地方）。また、府県別のＦＴＴＨ市場における令和４年３月末のＮＴＴ西日本のシェアは、最低の府県において約４０％（三重県）、最高の府県では約７０％となっている（鹿児島県）。

他方、本件活用業務は、ＮＴＴ西日本が同社のＩＰ通信網とは別個に構築又は調達するサーバ設備による「アプリケーションサービスの役務提供」、

「ユーザデータの複製・保管サービスの役務提供」及び「サポートサービスの役務提供」を併せて行うとするとともに、公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定を行うものである。このような業務形態に鑑みれば、競争事業者においても、市販のサーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット接続回線を調達等することによって、同様の業務を営むことが可能である。

以上を踏まえれば、ＮＴＴ西日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、業務の形態によっては、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用し、当該市場における公正な競争を阻害することを通じて、固定系ブロードバンド市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、ＮＴＴ西日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況も勘案しつつ、ステップ２）において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにＮＴＴ西日本が構築又は調達するサーバ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のＩＰ通信網とは別個に構築又は調達することとしており、また、本件活用業務は、ＩＰ通信網の固有の機能と一体して提供したり、このような機能の利用を必須とするものではないとしている。

また、本件活用業務は、ＩＰ通信網を利用したブロードバンドサービスの利用者がネットワークを経由して利用することが想定されるところであるが、同届出書によれば、本件活用業務の提供に当たっては、他事業者の電気通信回線においてもインターネット接続回線を介して利用可能とするとしている。

上述の本件活用業務のサービス形態に鑑みれば、インターネット上にサーバ設備を設置しても同種のサービスの提供が可能である観点からは、ボトルネック設備への依存度は大きいものではないと考えられるが、サービス内容によっては、ＩＰ通信網のＳＮＩを介して提供する場合もあり、当該観点からは、ボトルネック設備と一定の関連性が認められる。

また、本件活用業務の提供に当たってはＮＴＴ西日本のＩＰ通信網固有の機能の利用が必須の前提ではないとされているものの、例えば、ＮＧＮのみ

が実装する機能とあわせて提供されることにより、他事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限される等の場合には、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との関連性が高まる可能性もある。

したがって、上記の観点から、ＮＴＴ西日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況も勘案しつつ、ステップ２）において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、ＮＴＴ西日本が同社のＩＰ通信網とは別個に構築又は調達するサーバ設備を用いて、「アプリケーションサービスの役務提供」、「ユーザデータの複製・保管サービスの役務提供」及び「サポートサービスの役務提供」を併せて提供するものであるところ、届出書によれば、サーバ設備、インターネット接続回線について、公募の結果、「ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者から卸役務の提供を受けることを予定している、とされている。これを踏まえると、ステップ２）における確認に当たっては、⑥の「関係事業者の公平な扱い」の項目において、当該連携が公正な競争を阻害するものではないかを確認する必要がある。

２）　ステップ２　公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「ＮＴＴ東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる７つの項目ごとのＮＴＴ西日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する総務省の考え方は次のとおりであり、ＮＴＴ西日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、

当社IP通信網のSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務を提供するサーバ設備は、当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。これらに加え、必要に応じて、県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等と同様の回線を組み合わせることで、他の電気通信事業者も同様に提供可能なものである。

なお、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービスのほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、本業務の提供にあわせて必要なインタフェース条件を開示する考えである。

今後、インターネット接続回線及び県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

IP通信網については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

また、IP通信網のSNIについては、接続に必要となるインタフェース条件を既に開示するとともに、具体的メニューについて契約約款に規定しており、他事業者も利用可能となるようオープン化措置を講じている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省の考え方】

ＮＴＴ西日本が本件活用業務に用いるサーバ設備は、競争事業者も同様に市販で調達可能なものであり、かつ、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びサポートサービスについても、既に市場に普

及しているアプリケーションや技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いるとともに、本件活用業務の提供に当たっては、上記１（届出の概要）に記載のとおり、同社のＩＰ通信網に固有の機能の利用を必須とはしないとしている。

また、同社のＩＰ通信網については既に接続約款において接続料を設定する等、接続条件を開示しているとともに、競争事業者もＳＮＩを介して同様のサービスを提供できるように必要なオープン化措置を講じているとしている。

また、本件活用業務において、上記１（届出の概要）に記載のとおり、サーバ設備を用いた役務提供とあわせてＮＴＴ西日本が料金設定を行う当該サーバ設備とインターネットを接続する回線設備については、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしている。また、本サービス利用者が任意に用意する通信回線と同社サーバ設備との接続は、自社網サービスのほか、他事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、県間伝送路を調達する場合についても、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進していくこととしている。

加えて、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じており、以上を踏まえれば、競争事業者も同様の業務の提供が可能であるといえる。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。

したがって、この限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、ステップ１）①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

②　ネットワーク情報の開示

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複

製・保管サービス、サポートサービスについても、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いているものである。また、本業務は、当社サーバ設備及び県間伝送路等に加え、必要に応じて、当社のＩＰ通信網のＳＮＩへの接続、既存の当社のＩＰ通信網及び活用業務の認可（平成１５年２月１９日及び平成２０年２月２５日）等に係るＩＳＰ接続機能を利用したＩＳＰ事業者が提供するインターネット接続サービスであってＩＰ通信網サービス契約者が契約したＩＳＰ事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせて対応するものであり、当社サーバ設備との接続の条件については、インタフェース条件を本業務の提供にあわせて開示する考えである。

加えて、本業務に用いるＩＰ通信網については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

ＮＴＴ西日本が本件活用業務に用いるＩＰ通信網については、接続に必要となるインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、競争事業者も利用可能であるとともに、サービス追加にあわせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していくとしている。また、上記３（２）２）①（ネットワークのオープン化）に記載のとおり、ＩＰ通信網のＳＮＩのインタフェース条件は既に開示されており、競争事業者も利用可能となっている。

また、同社が本件活用業務を営むために用いるサーバ設備との接続の条件については、インタフェース条件を本件活用業務の提供にあわせて開示する考えであるとしている。

さらには、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ１）②に関し、上記１（届出の概要）に記載のとおり、ＩＰ通信網に固有の機能の利用を必須の前提としないこと等、ＮＴＴ西日本が届出書に記載していることとあわせて考えれば、競争事業者が必要に

応じサーバ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられることから、必要な措置が講じられているものと認められる。

③　必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、当社のIP通信網のSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

ＮＴＴ西日本が届出書に記載しているとおり、本件活用業務が市販で調達可能なサーバ設備や既に市場で普及しているアプリケーションや技術のほか、公募調達されたインターネット接続回線や、上記１（届出の概要）に記載のとおり、ＮＴＴ西日本のＩＰ通信網に固有の機能を必須としないものである等、競争事業者が同等のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④　営業面でのファイアーウォール

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、本業務においても、同様の措置を講じることにより、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和3年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

ｉ）お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ⅱ）出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

ⅲ）ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

ＮＴＴ西日本は、既往の措置に加え、平成２３年１１月３０日に施行された電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書（令和３年６月３０日）について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤　不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

ＮＴＴ西日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る営業費用と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥　関連事業者の公平な取扱い

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションサービスについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

さらに、本業務は、必要に応じて、当社のIP通信網のSNIへの接続、 既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、並びに当社が公募により調達したインターネット接続

回線と同様の回線を組み合わせることで他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、当社サーバ設備との接続の条件については、インタフェース条件を本業務の提供にあわせて開示し、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。本業務で用いるIP通信網については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、また、本業務がIP通信網のSNIへ接続する場合には、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

なお、本業務を営む上で、サーバ設備、インターネット接続回線について、公募の結果、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者から卸役務の提供を受けることを予定しているが、当該役務は他企業等が提供しているサービスと同様のものであるとともに、当該事業者においては、現に当社以外の事業者にも OEM 提供しており、当該役務の提供が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではないとのことである。また、当社は当該事業者と排他的な共同営業を行うものではないことから、他事業者との実質的な公平性は確保されているものと考える。また、本業務を提供するサーバ設備は、IP通信網とは別個に構築または調達するものであり、IP通信網については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることから、本業務を提供するにあたり他事業者との相互接続に支障を及ぼすことはない。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

ＮＴＴ西日本は、本件活用業務を営むに当たり、ＩＰ通信網とは別個に構築又は調達されるサーバ設備との接続の条件については、インタフェース条件を本業務の提供にあわせて開示しており、関係事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、ＮＴＴ西日本は、サーバ設備及びインターネット接続回線について、公募の結果、「ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者から卸役務の提供を受けることを予定しているとしている。これについて、ＮＴＴ西日本は、「当該役務は他企業等が提供しているサービスと同様のものであるとともに、当該事業者においては、現に当社以外の事業者にもＯＥＭ提供しており、当該役務の提供が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではな

いとのことである」としており、当該卸役務の提供に関して競争事業者との間で実質的な公平性が確保されていると考えられること、ＮＴＴ西日本が他の市場支配的な電気通信事業者と排他的な共同営業を行うものではないことから、両社の市場支配力が結合することは考えにくく、当該卸役務の提供が公正な競争を阻害することとはならないと考えられる。

さらに、本件活用業務が届出書の範囲内で行われる限り、競争事業者が同種の業務を営む際に、上記１（届出の概要）に記載のとおり、ＮＴＴ西日本のＩＰ通信網に固有の機能の利用が必須であることはなく、また上記３（２）２）①（ネットワークのオープン化）に記載のとおり、競争事業者も市販で調達可能なサーバ設備を用いて、必要に応じてＮＴＴ西日本が公募により調達したインターネット接続回線等と同様の回線を組み合わせることで同様に提供が可能なものである。

したがって、この限りにおいて、ステップ１）①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦　実施状況等の報告

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

（1）～（6）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

また、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、インターネット接続回線及び県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・ 費用（収益）項目一覧：
経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・ インターネット接続回線及び県間伝送路調達の募集案内：
公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

・ 社内文書・規程類等の一部：
コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

ＮＴＴ西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後６か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

上述の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。